

障害を理由とする差別の解消について

平成 28 年 6 月 8 日
健康福祉局障害企画課

1 国等の動き

◆障害者権利条約

- ・ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）を禁止
- ・ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・ 条約の実施を監視する枠組を設置 等

2006 年（平成 18 年） 12 月 国連総会で条約が採択
 2007 年（平成 19 年） 9 月 日本が条約に署名
 2008 年（平成 20 年） 5 月 条約が発効—151 か国・地域・機関が締結（2014.10 末）

条約成立に向けた国内の法令を整備

2011 年（平成 23 年） 8 月 障害者基本法の改正
 2012 年（平成 24 年） 6 月 障害者総合支援法が成立 ⇒ 平成 26 年 4 月施行
 2013 年（平成 25 年） 6 月 障害者差別解消法が成立 ⇒ 平成 28 年 4 月施行
 障害者雇用促進法の改正 ⇒ 平成 28 年 4 月施行



2014 年（平成 26 年） 1 月 障害者権利条約を締結
 2 月 “ が発効

2 仙台市における動き

(1) 検討経過

2014 年（平成 26 年） 6 月 市長が仙台市障害者施策推進協議会に条例のあり方を諮問
 2015 年（平成 27 年） 10 月～11 月 条例のあり方（中間案）パブリックコメント募集
 12 月 仙台市障害者施策推進協議会から市長に条例のあり方を答申
 2016 年（平成 28 年） 2 月 仙台市議会第 1 回定例会に提案
 3 月 議決・交付
 4 月 施行

(2) 検討のための取り組みの概要

仙台市障害者施策推進協議会における検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時委員の追加（障害当事者委員、地域関係者等） ○ 協議会での検討（13 回開催） ○ 差別事例検討部会の設置 ○ 学習会の実施、先進事例の視察
障害当事者・家族の参画による検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者団体と意見交換（平成 26 年 7 月～8 月：12 団体（計 130 名）、平成 27 年 5 月～7 月：17 団体（計 112 名）） ○ 差別事例・配慮が得られた事例の募集（平成 26 年 7 月～8 月：計 722 件）
市民参画による検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロン・カフェの開催（14 回開催、延 750 名参加） ○ シンポジウムの開催（平成 26 年 12 月：102 名、平成 27 年 10 月：150 名、平成 27 年 12 月：75 名）

事業者等からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者団体や権利擁護等関係機関への説明・ヒアリング（延 31 ヶ所） ○ グループインタビュー（平成 27 年 2 月：交通、労働、商工・不動産：13 団体（計 19 名）） ○ 事業者団体への中間案の説明等（13 団体）
相談体制・庁内推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内推進体制・職員対応要領検討会（平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月、3 回） ○ 障害者差別解消の推進に関する庁内研修会（平成 28 年 2 月、2 回） ○ 相談対応マニュアル検討ワーキング（平成 28 年 1 月～2 月、3 回） ○ 障害者差別解消相談支援研修（平成 28 年 2 月～3 月、2 回）



3 「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の概要（別添資料）

- ・ 条例制定の目的
- ・ 条例の基本理念
- ・ 市、事業者、市民の責務や役割
- ・ 障害を理由とする差別の禁止
- ・ 障害を理由とする差別を解消するための基本的な施策
- ・ 差別に関する相談等

4 関連する平成28年度予算

○ 障害者差別解消 9,753 千円

平成28年4月に施行予定の障害者差別解消法や本市独自条例の施行に伴い、各種啓発事業や相談体制の整備等を実施する。

① 障害者差別解消啓発 1,692 千円

市民や事業者等の障害理解を深めるため、誰でも参加できるグループワークのコロン・カフェを開催するとともに、障害理解を深めるための啓発プログラムや障害当事者等によるファシリテーター等の養成を行う障害理解サポーター養成事業等を実施する。

② 仙台市障害者差別相談調整委員会運営 400 千円

相談支援等において解決が図られない場合に、関係当事者への事実確認や助言・あっせん等を行う調整機関を設置し、運営する。

③ 庁内会議等手話通訳等派遣 3,647 千円

本市の事務事業における聴覚障害者等への情報提供を保障するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行う。

④ 障害者差別相談アドバイザー 480 千円

差別に関する相談に従事する相談員が、学識経験者等から専門的な助言を得ることで、困難な事案にも対応できる体制を整備する。

⑤ その他差別解消 3,534 千円

5 障害を理由とする差別等を解消するための相談体制

